

令和7年度 事業計画について

I 令和7年度事業推進の基本方針

令和7年度は、令和2年7月に東京商品取引所の貴金属市場等が大阪取引所に移管されて5年目となる。この5年間、商品先物取引法に基づき行われる国内商品市場の取引規模は縮小し、本会の財政基盤に影響が生じることとなったため、令和4年度から日商協改革として本会の業務の構造改革を断行し、財政及び事業の安定を図ってきた。

令和7年度の事業においては、商品先物取引業界の健全な発展を支援するという本会の目的を果たすため、委託者等の保護を最優先とし、①健全な取引環境を維持するための自主規制に係る事業の展開、②苦情、相談の対応、③信頼して取引を行うための基礎情報を広報するなど、本会が担うべき業務を着実に実行する。

また、会員の行う商品先物取引業務の支援として、④リスクマネジメントの視点に立ったマネー・ローンダリング対策等の取組みに係る会員とのコミュニケーション、⑤登録外務員の資格試験や認定講習等の充実と外務員登録の安定的な運用、⑥商品CFD取引の拡大に応じた業務の検討を行う。

これら6項目を実現するために、継続して協会運営の合理化を進めるとともに、事務局職員の採用や教育、システムのセキュリティの強化を図るなど、本会の内部体制を強化していく。

II 令和7年度 事業計画

1. 自主規制に係る事業

(1) 会員の適正な商品先物取引業務の確保

- ① 内部管理責任者等資格研修、内部管理総括責任者等研修の充実
- ② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策、反社会的勢力の排除等に係る継続的な取組みへの支援
- ③ 商品取引契約（商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約を含む。）の締結に先立っての反社会的勢力の該当性に係る照会制度の着実な運営
- ④ 不招請勧誘禁止の例外に対応した適正な商品先物取引業務の確保
- ⑤ 監査結果や苦情、紛争の発生状況等に応じた助言や指導
- ⑥ 違反等行為を行った会員に対する制裁及び役員使用人等に対する処分等の実施

(2) 商品先物取引業務に係る自主規制ルールの整備

- ① 自主規制ルールの整備

- ② 会員及び商品デリバティブ取引の状況に対応した自主規制機能の検討
- (3) 会員の監査
 - ① 会員の商品先物取引業務及び財務等に関する監査（モニタリング）の実施
 - ② 社内監査の結果に関する調査、フォローアップの実施
- (4) 商品取引事故の確認申請等の適正な運営
- (5) 個人顧客を対象とした商品先物取引業務を行っている会員の企業情報の開示

2. 苦情・紛争等の解決に係る事業

- (1) 顧客等からの相談等への適切な対応
- (2) 顧客等からの苦情の迅速な解決
- (3) 紛争の解決のためのあっせん・調停の円滑な実施
 - ① 紛争仲介業務（商品関連市場デリバティブ取引と跨る事案を含む。）の迅速な実施
 - ② 利用者の声を生かした円滑な紛争仲介業務の実施
 - ③ 紛争仲介業務の質の向上に向けた取組み
- (4) 苦情・紛争等内容の調査、分析及びその情報提供
- (5) 投資家向けの商品デリバティブ取引の仕組み等に関する情報提供
- (6) 消費者相談機関等との情報交換

3. 外務員登録・資格試験・研修等に係る事業

- (1) 外務員登録の的確な運営、実施
- (2) 外務員資格試験の適正な運営、実施
- (3) 登録更新講習の的確な運営、実施
- (4) 外務員資格試験、認定講習等の充実

4. 広報等に係る事業

- (1) 協会ウェブサイト（ホームページ）のコンテンツの充実、強化
- (2) 協会事業等に係る情報提供
 - ① 商品デリバティブ取引に係る統計の作成
 - ② 会員に対する商品先物取引業務に関する各種情報の提供
 - ③ 社会的信頼性向上のための協会自主規制活動の広報
 - ④ 消費者相談機関等への情報提供
 - ⑤ マスコミ報道機関等への情報提供

以 上